

築上町行財政改革大綱



平成 19 年 1 月

築 上 町

目 次

1. 大綱の必要性	1
2. 大綱の基本方針	1
3. 大綱の実施期間	1
4. 大綱の推進体制	1
(1) 推進体制	1
(2) 推進管理	1
5. 大綱の内容	2
(1) 事務事業の見直し	2
(2) 民間委託等の推進	2
(3) 組織の見直しと定員管理の適正化	2
(4) 給与等の適正化	2
(5) 第三セクターの見直し	3
(6) 経費削減等の財政効果	3
(7) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応	3

1. 大綱の必要性

現在、地方自治体を取り巻く財政状況は非常に厳しい状況におかれています。自主財源が乏しく、地方交付税等への依存度が高い本町財政においては、国による地方交付税の削減、補助金の削減、税源移譲を行う「三位一体の改革」の影響を大きく受け、急激な財源不足に陥っています。加えて少子高齢化の著しい進行による福祉予算等の増加は必至であり、現状の行財政運営構造のまま予算を組み続けた場合、近い将来に財政運営ができなくなる可能性もあります。そのような状況に陥らないためにも、役場内部はもとより、住民と行政・議会が協力し、積極的に行財政改革に取り組んでいかなければなりません。

この大綱は本町の今後の行財政改革の方向性、方針を示すものです。

2. 大綱の基本方針

住民を中心とする築上町総合計画審議会行財政部会の基本構想でもある、従来の「行政を運営する体制」から「行政を経営する体制」への変換を図ることを基本方針として、次の4項目を柱に行財政全般にわたる実効性のある改革に取り組むものとします。

- 財政運営の健全化
- 事務事業の効率化
- 組織の見直しと定員管理・給与の適正化
- 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

3. 大綱の実施期間

築上町行財政改革大綱の実施期間は、平成18年度から平成21年度までの4年間とします。大綱に盛り込んでいないもので改革の必要が生じた場合は、随時対応していきます。

4. 大綱の推進体制

(1) 推進体制

町長を本部長とする行財政改革本部を設置します。また、行財政改革の実効性を確保するため、大綱に付随する実施計画等を策定し、全庁体制による行財政改革を推進します。

(2) 進行管理

進捗状況等については、広報紙やホームページ等を通して行財政改革の進捗状況を公表して広く意見を求めるとともに、住民の理解と協力を得ながら行財政改革を推進します。

5. 大綱の内容

(1) 事務事業の見直し

① 事務事業の再構築

類似事業や効果の薄れた事業は、整理・統廃合を図るなど必要な事務事業の再構築を図ります。

② 新規事業

新規事業については目的、内容、財源が明確化され、事業効果が確実に見込まれるものだけに限り実施します。

(2) 民間委託等の推進

① 民間委託の推進

行政運営の効率化、住民サービスの向上を図るうえで民間委託が適当な事務・事業については、サービスの維持・向上を基本として民間委託を推進します。

② 指定管理者制度の推進

施設管理については、設置目的や運営状況を踏まえ、指定管理者制度の導入が妥当なものについては公共的団体にとどまらず、民間団体・民間事業者も視野に入れた指定管理者による管理運営を推進します。

(3) 組織の見直しと定員管理の適正化

① 組織・機構の見直し

新たな行政課題や住民の視点・ニーズに対応できる柔軟性、即応性を持った住民に分かりやすい効率的な組織・機構を目指します。

② 定員管理の適正化

職員管理については、対応すべき行政サービスの範囲、内容等を見直しながら事務量に応じた職員配置を実施し、退職者補充の調整等を行うことで職員数の削減に努め、適正な職員管理に努めます。

(4) 給与等の適正化

① 給与等の適正化

職員の給与制度については、国や他の地方公共団体の状況を踏まえつつ、公平・公正で住民の理解が得られるよう、給与の適正化を図ります。諸手当についても総合的な精査を行い、制度の趣旨に合致しないものについては、抜本的な見直しを図ります。

(5) 第三セクターの見直し

① 第三セクターの見直し

町が出資する第三セクターについては、事業内容や運営状況等の見直しを行い、自立運営が出来るように努めます。

(6) 経費削減等の財政効果

① 経費全般の見直し

最小の経費で最大の効果を上げるため、日常の業務のなかで職員一人ひとりのコスト意識を徹底するとともに、監査体制を強化することで、経費削減に努めます。

② 町税等の収納率の向上

町税、国民健康保険税等については、自主財源と制度の円滑な運営に資するため、課税客体・課税標準を的確に把握し、滞納整理及び納付指導を強化することで、収納率の向上を図ります。

③ 受益者負担の見直し

使用料・手数料については、受益者負担の原則に立ち、常に適正な料金の見直しを行います。

④ 公共事業の適正化

公共事業を含む大型事業については、総合計画に定める施策・事業に基づいたもので即効果的な基幹事業に限定し、無駄な経費を使わないことを基本としてコスト縮減に積極的に取り組みます。また、入札・契約については、住民の信頼を確保するため、より一層の透明性、競争性、公平性を確保した制度の確立に取り組みます。

(7) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

① 役場と住民との役割分担と協働の推進

地方分権が進む中、地域福祉やまちづくり等については、住民と行政の信頼関係のもと、住民（地域）と行政がそれぞれの特性に応じた役割を担い、共通の目的のために力を合わせて推進していくことが望まれます。

② 行政の情報化と住民サービスの向上

地域でのICT（情報通信技術）の整備・活用による行政事務の簡素化・迅速化を図るとともに、情報セキュリティの確保に十分留意しながら各種行政情報の発信・公開等を行うことで、行政サービスの向上を図ります。

③ 職員の意識改革と能力開発

あらゆる行政需要に対応できるよう、職員自らの自己研修を図るとともに、職員の意識改革と能力の向上を目的とした政策形成能力、法務能力、接遇の向上等が図れる職員研修システムの確立を目指します。

④ 行財政評価制度の導入

住民に対する説明責任を果たすとともに、住民ニーズに的確に対応した施策を実施するため、行財政評価制度を導入し、事務事業の有効性や業績評価を行います。